訓　令

内閣総理大臣　菅　義偉

○内閣府訓令第二号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

別表

改正後		改正前	
職務	担当	職務	担当
1　内閣府政策統括官7人は、それぞれ別表上欄に掲げる担当の区分に応じ、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。		1　内閣府政策統括官8人は、それぞれ別表上欄に掲げる担当の区分に応じ、同表下欄に掲げる職務を行うものとする。	
2　［略］	［略］	2　［同上］	［同上］
［略］	［略］	［同上］	［同上］
［項を削る。］		主に次に掲げる事務をつかさどること。 1　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関すること（内閣官房が行う内閣法第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）。 一　科学技術の総合的かつ計画的な振興を図るための基本的な政策に関する事項 二　科学技術に関する予算、人材その他の科学技術の振興に必要な資源の配分の方針に関する事項 三　本号一及び二に掲げるもののほか、科学技術の振興に関する事項 四　研究開発の成果の実用化によるイノベーションの創出（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第二条第五項に規定するものをいう。第六号において同じ。）の促進を図るための環境の総合的な整備に関する事項 2　化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約に基づく遺棄化学兵器（我が国が遺棄締約国として遺棄化学兵器を特に緊急に廃棄する必要があると認められる領域締約国の領域内に存在するものに限る。）（以下「遺棄化学兵器」という。）の問題に関して、閣議において決	科学技術・イノベーション担当